

# 市町村合併を考える⑨

合併に関する実質的な協議は本来、関係市町村の議会の議決を経て法定合併協議会で行うのが原則であります。

## 合併協議会とは

各地域で任意、法定合併協議会を設置して話し合いをしています。今月号では協議会の違いについての概要を紹介します。

	法定合併協議会	任意合併協議会																																		
位置付け	合併を行おうとする市町村が、合併すること自体の賛成と反対も含めて合併に関するあらゆる項目の協議を行う組織です。	準備会などと同じように、関係市町村2つ以上で組織する事務や業務を行う組織です。																																		
設置	法律（地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律）に基づき、設置されます。	関係市町村の話し合いにより任意に設置することができます。法定合併協議会で何を話し合うかを事前に検討する場として設置する場合があります。																																		
設置及び廃止の手続き	協議会の設置及び廃止には、関係市町村の議会の議決、告示及び知事への届け出が必要となります。	議会の議決、告示及び知事への届け出は必要ありません。  任意合併協議会は役割や位置付けなどについて、はっきりした決まりはありません。役割においても「法定合併協議会」とのはっきりした区分もなく、関係市町村の話し合いにより、取扱う項目や内容なども違ってきます。																																		
組織	協議会は会長と委員で構成され、合併関係市町村の議員、長、その他の職員、学識経験者から選ぶことになっています。	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>合併協議会の設置状況</b> (15.12.12現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>道内</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全 体</td> <td>地 域 数</td> <td>36</td> <td>592</td> </tr> <tr> <td>市 町 村 数</td> <td>127</td> <td>2,261</td> </tr> <tr> <td>設置率(%)</td> <td>59.9</td> <td>71.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法 定 協 議 会</td> <td>地 域 数</td> <td>9</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>市 町 村 数</td> <td>34</td> <td>1,761</td> </tr> <tr> <td>設置率(%)</td> <td>16.0</td> <td>55.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">任 意 協 議 会</td> <td>地 域 数</td> <td>27</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>市 町 村 数</td> <td>93</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>設置率(%)</td> <td>43.9</td> <td>15.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>留萌管内では、留萌南部三市町任意合併協議会（留萌市、増毛町、小平町）が平成15年10月1日に設置されています。</p> </div>	区 分		道内	全国	全 体	地 域 数	36	592	市 町 村 数	127	2,261	設置率(%)	59.9	71.2	法 定 協 議 会	地 域 数	9	453	市 町 村 数	34	1,761	設置率(%)	16.0	55.4	任 意 協 議 会	地 域 数	27	139	市 町 村 数	93	500	設置率(%)	43.9	15.7
区 分			道内	全国																																
全 体	地 域 数		36	592																																
	市 町 村 数	127	2,261																																	
	設置率(%)	59.9	71.2																																	
法 定 協 議 会	地 域 数	9	453																																	
	市 町 村 数	34	1,761																																	
	設置率(%)	16.0	55.4																																	
任 意 協 議 会	地 域 数	27	139																																	
	市 町 村 数	93	500																																	
	設置率(%)	43.9	15.7																																	
役割（任務）	法律により「市町村建設計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」の2つが規定されています。																																			
協議を必要とする項目	<p>合併に関する基本的事項（合併の方式、時期、町の名称など）</p> <p>合併特例法に規定されている事項（市町村建設計画、議会の議員の任期及び定数など）</p> <p>その他の必要事項（特別職の身分の取扱い、条例、規則の取扱いなど）</p> <p>市町村相互に協議することが適当な事項</p> <p>協議決定された事項に法的効果を持たせるためには、関係市町村の議会で議決が必要となります。</p>																																			